



求職者支援訓練の受講を検討されている方へ

求職者支援制度と求職者支援訓練の概要

ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

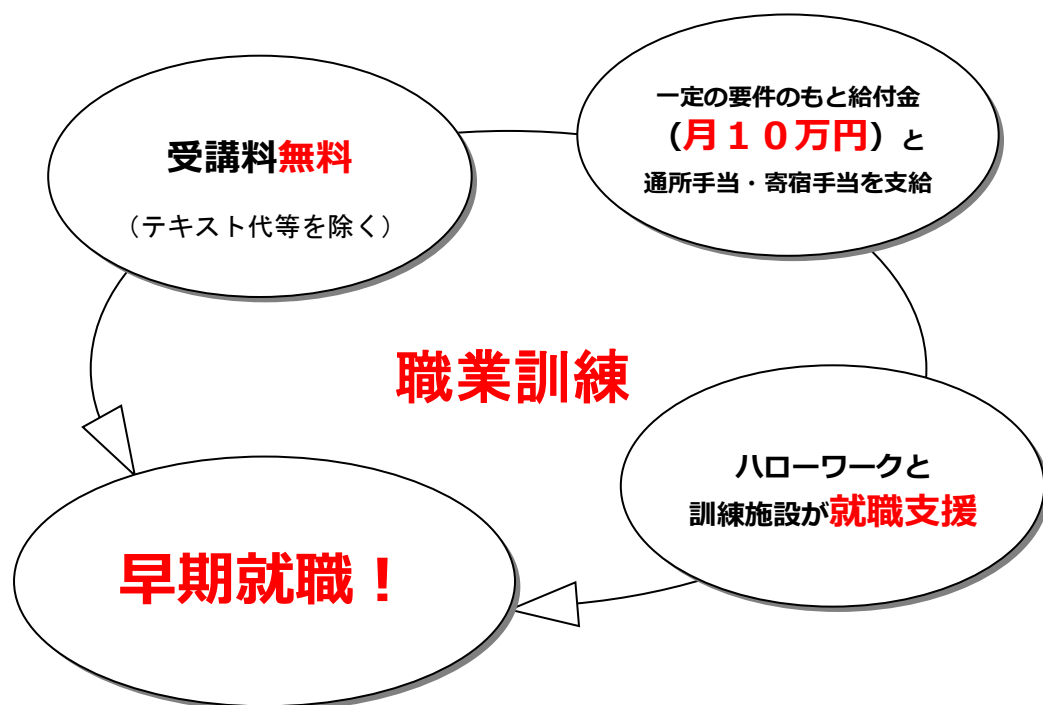
目次

○ 求職者支援制度とは？	1
○ 求職者支援制度の支援対象（特定求職者）	1
○ 求職者支援訓練とは？	2
○ 求職者支援訓練のスケジュール	3
○ 求職者支援訓練の受講までの流れ	3
○ 修了生の就職状況	4
○ 修了生の就職先の雇用形態（主な訓練分野）	5
○ 安定した就職に向けて	6
○ 求人事業所から見た職業訓練	7
◆ 事業所が採用時に重視するポイント	7
◆ 職業訓練を受講した方の採用の意向	8
◆ 職業訓練により採用の可能性が高まるスキル	9



○ 求職者支援制度とは？

「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない方等が、**職業訓練によるスキルアップ**を通じて**早期就職**を実現するために、国が支援する制度です。



○ 求職者支援制度の支援対象（特定求職者）となる方の要件

- 1 ハローワークに求職の申込みをしていること
- 2 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 3 労働の意思と能力があること
- 4 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

※ 在職中（週所定労働時間が20時間以上）の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方などは、原則として特定求職者に該当しません。

※ 特定求職者であるだけでは職業訓練受講給付金は支給されません（別途、職業訓練受講給付金の支給要件を満たす必要があります）。

※ 過去に職業訓練の受講歴がある方は、対象とならない場合があります。

○ 求職者支援訓練とは？

雇用保険を受給できない求職者などを対象として、
民間の訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練
を実施します。

専ら就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識
を習得する「**基礎コース**」と、基礎的技能等並びに実践
的な技能及びこれに関する知識を習得する「**実践コース**」
があります。

主な分野	科目名（例）	概要・目指す職業
基礎分野 (基礎コースのみ)	・パソコン事務基礎科 ・パソコン・簿記基礎科	多くの職種に共通する基本的能力を習得する訓練
IT 分野	・WEBプログラミング実践科 ・スマートフォン技術者育成科	プログラマー・システム運用管理者
営業・販売・ 事務分野	・宅建・不動産事務実践科 ・経理事務科	一般・経理事務員等（PCの基礎的操作～実務に則した技能の習得を目指す訓練）
医療事務分野	・医療事務科 ・医療事務・調剤事務科	医療事務員等
介護福祉分野	・介護職員初任者養成科 ・介護職員実務者研修科	訪問介護・施設介護員等
農業分野	・農業人材育成科	稲作作業員等
旅行・観光分野	・旅行・観光ビジネス科	旅行会社カウンター係・旅行営業員等
クリエイティブ分野 (企画・創作)	・広告デザインクリエイター科 ・映像技術DTPデザイナー養成科	広告デザインクリエイター・DTPデザイナー等
デザイン分野	・CG・WEBデザイン実践科 ・インテリアデザイン科	WEBデザイナー・インテリアデザイナー等
調理分野	・調理スタッフ養成科 ・ベーカリースタッフ養成科	調理員 食品衛生責任者等
建設関連分野	・CADオペレーター科 ・フォークリフト実践訓練科	CADオペレーター 建設・倉庫作業員等
理容・美容関連分野	・ネイリスト科 ・エステティシャン養成科	ネイリスト・エステティシャン等
その他分野	・トリマー養成科 ・トレーニングインストラクター科	ペットショップ店員 インストラクター等

○ 求職者支援訓練のスケジュール

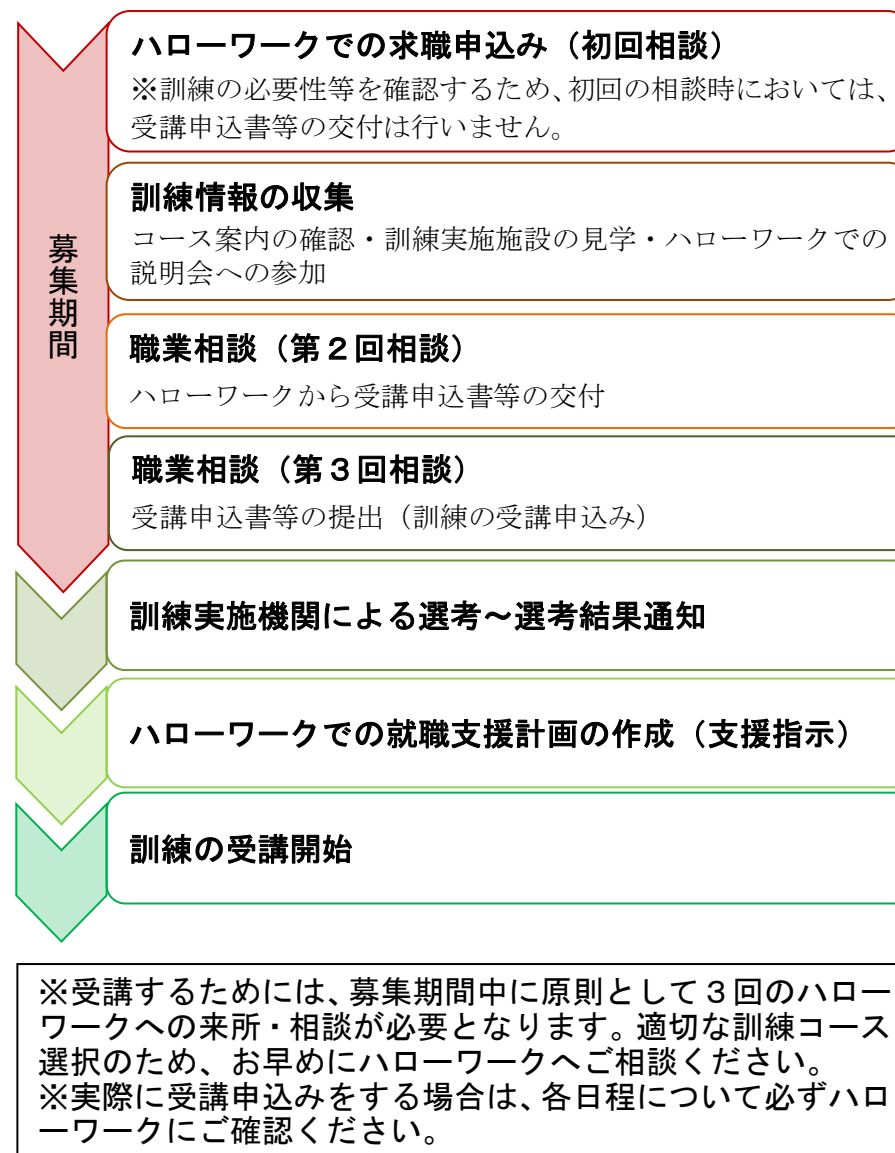
福岡県で実施される求職者支援訓練は、毎月21日（土日祝日の場合は翌開庁日）に開講します。

コースの内容や訓練を実施する施設は、開講日の概ね2か月前に決定します。最新の情報は、ハローワークや福岡労働局のホームページで確認できます。

《福岡労働局のホームページアドレス》

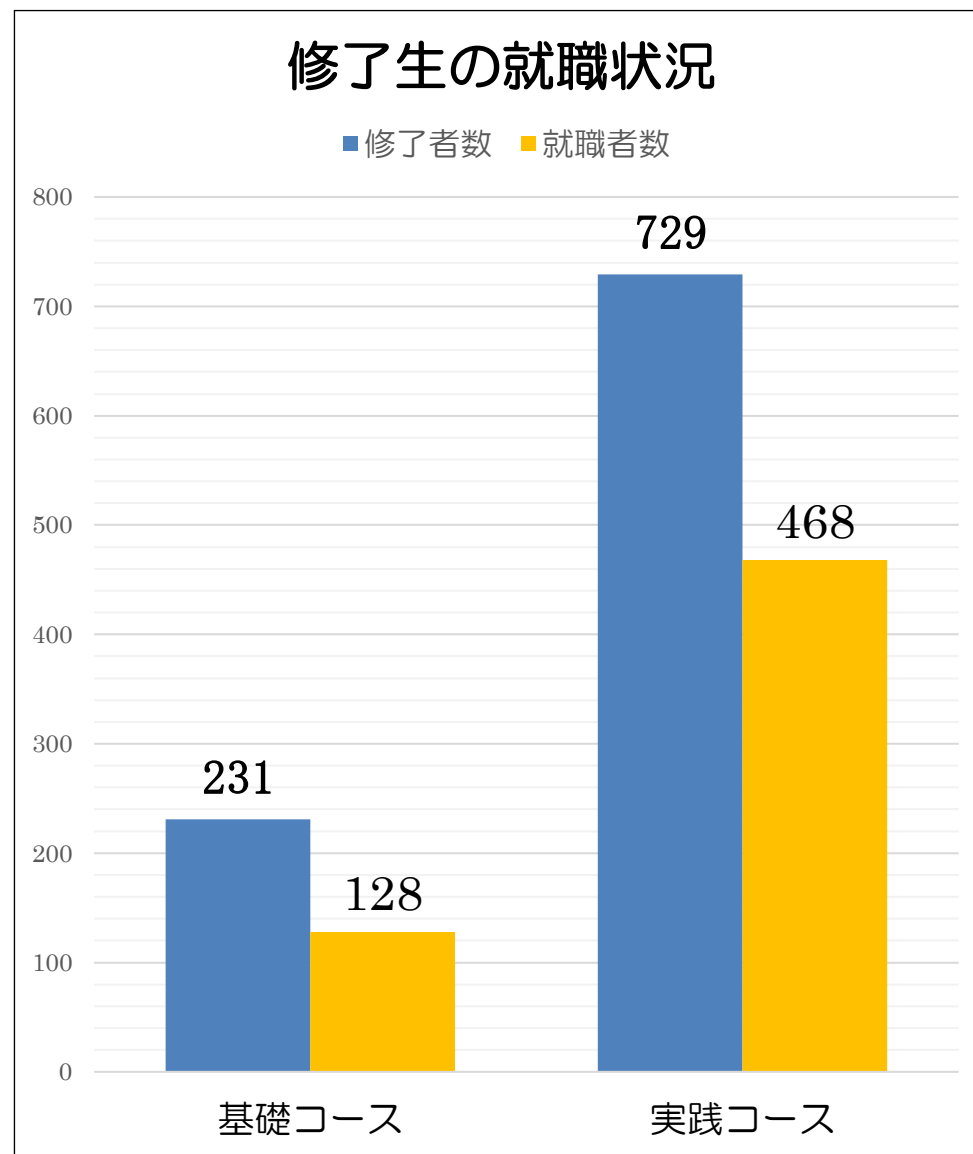
https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/newpage_00105.html

○ 求職者支援訓練の受講までの流れ



○ 修了生の就職状況

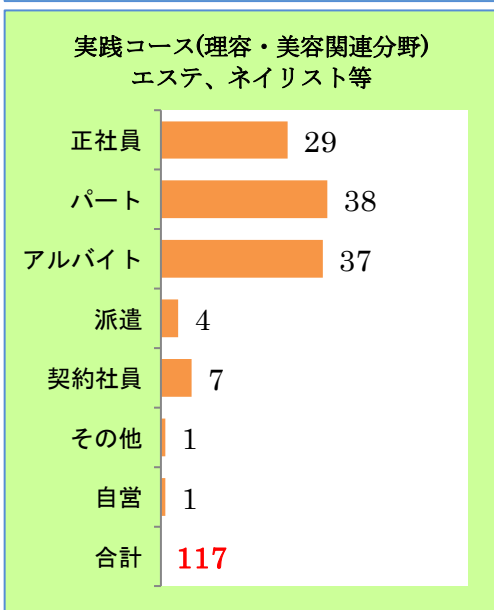
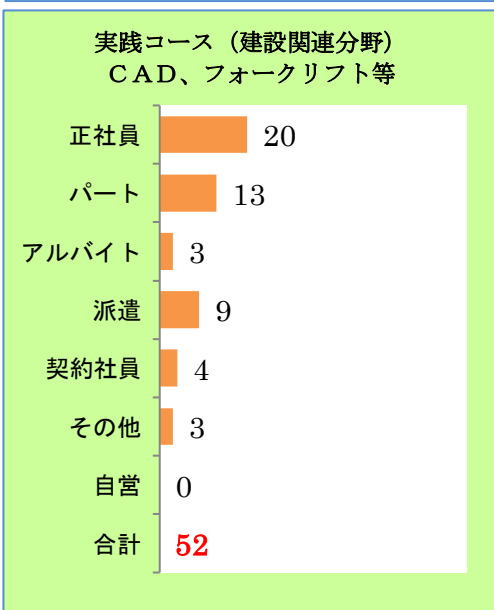
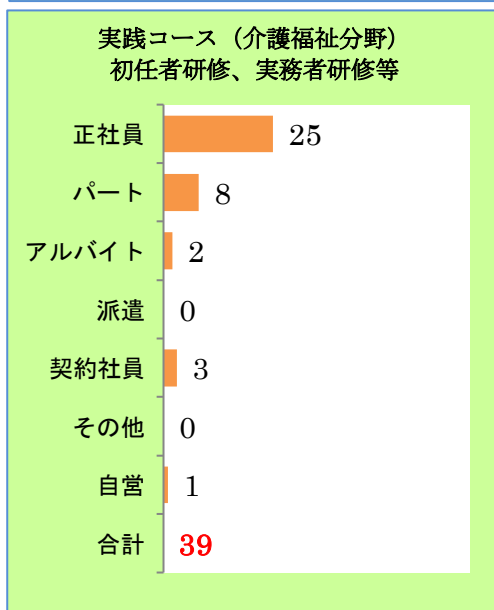
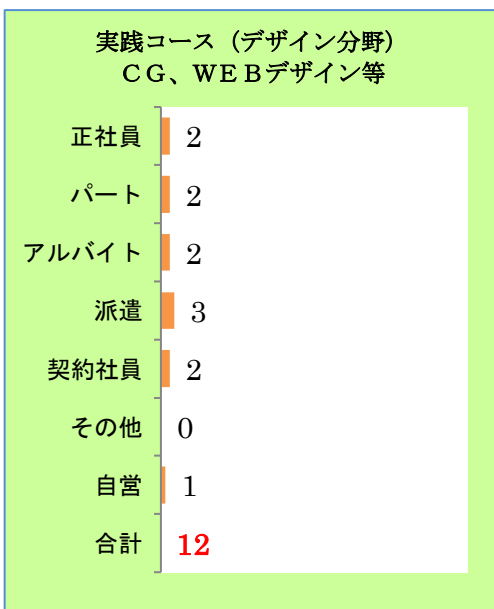
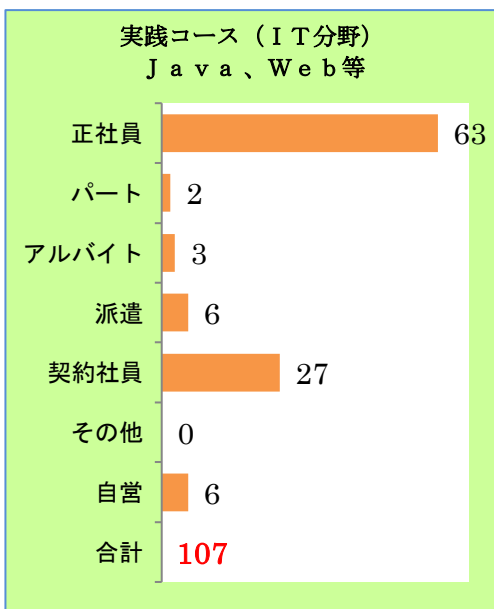
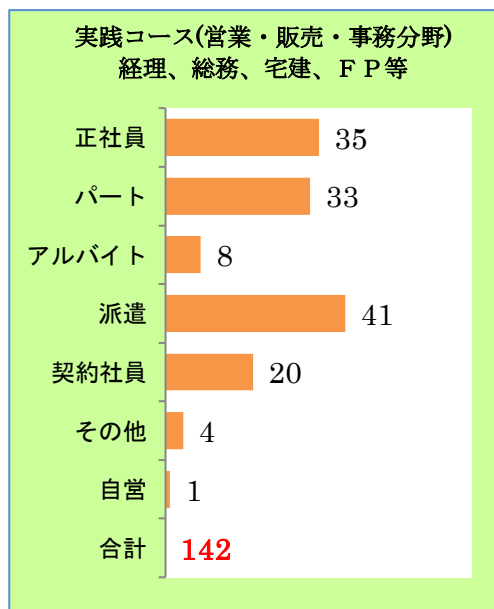
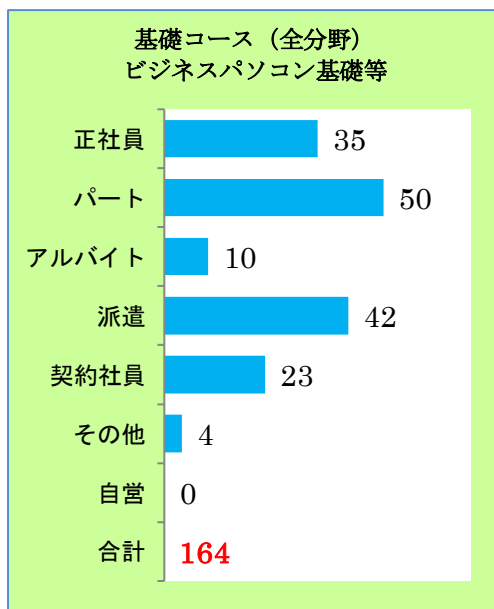
求職者支援訓練の修了生のうち約62%の方が、
訓練修了後3か月以内に就職をしています。



令和元年度中に修了した受講者の就職状況

○ 修了生の就職先の雇用形態（主な訓練分野）

※令和元年度中に修了した受講者



○ 安定した就職に向けて

就職した事業所での労働条件が、次の①②のいずれにも当てはまる場合は、原則として雇用保険に加入することになります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

雇用保険に一定期間加入し要件を満たした場合、失業した場合の基本手当などの**失業等給付**を受給することができます。

より安定した就職のため、**雇用保険に加入できる条件での就職を目指しましょう。**

◆ 失業等給付の例

● 基本手当

雇用保険の被保険者の期間が一定期間以上ある場合であって、倒産、契約期間の満了などにより離職し、ハローワークに求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思・能力があるにもかかわらず失業している場合に支給されます。

支給される額や期間は、離職前の賃金、雇用保険の被保険者であった期間及び離職の理由などによって決定されます。

● 教育訓練給付金

雇用保険の被保険者の期間が一定期間以上ある場合であって、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が支給されます。

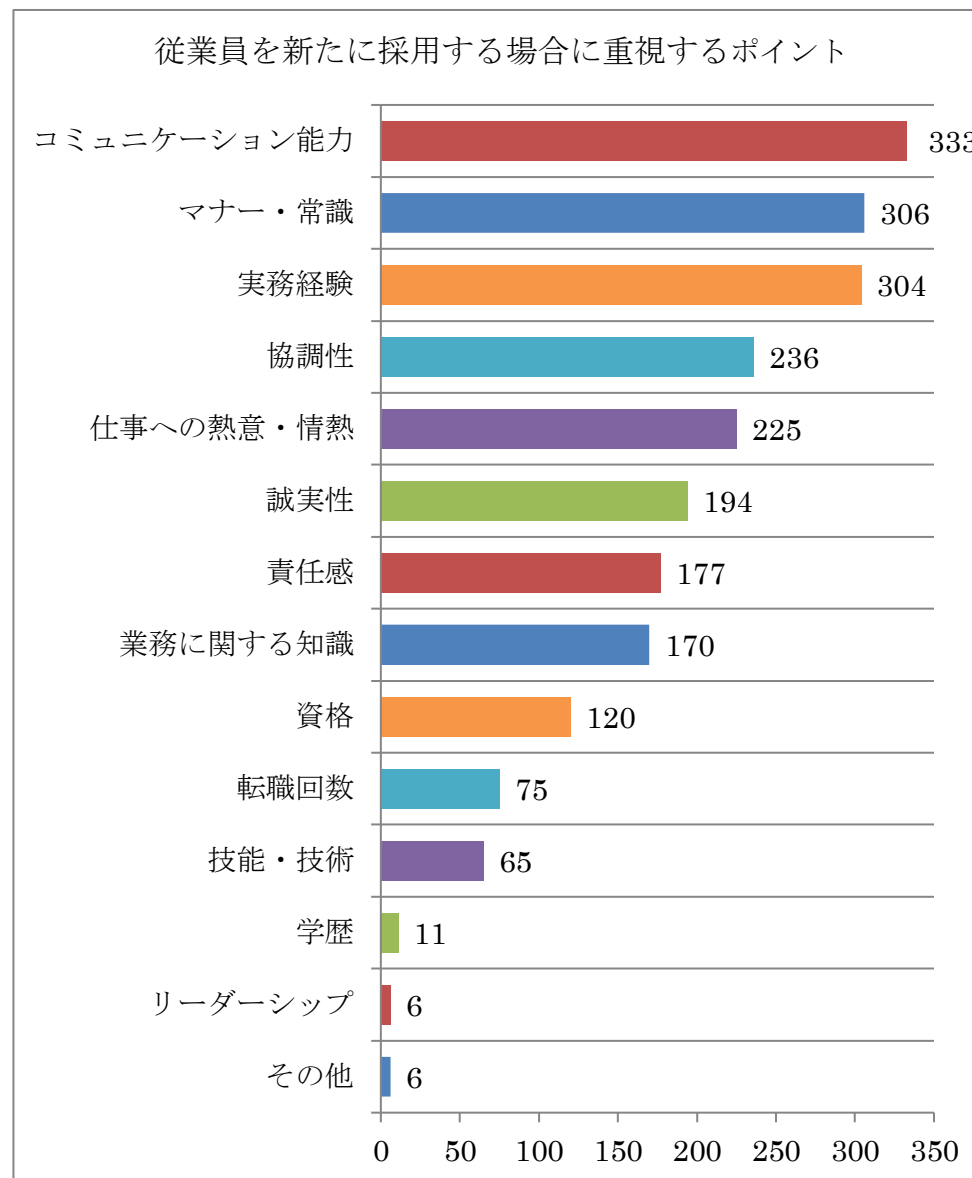
○ 求人事業所から見た職業訓練

ハローワークの求人事業所1,200社に対して行ったアンケート調査結果
(平成30年度実施)

◆ 事業所が採用時に重視するポイント

事業所が採用時に重視するポイントとして「**コミュニケーション能力**」、「**マナー・常識**」、「**実務経験**」及び「**協調性**」など職業意識や社会人としての基礎的なスキルを重視する意見が多く見られました。

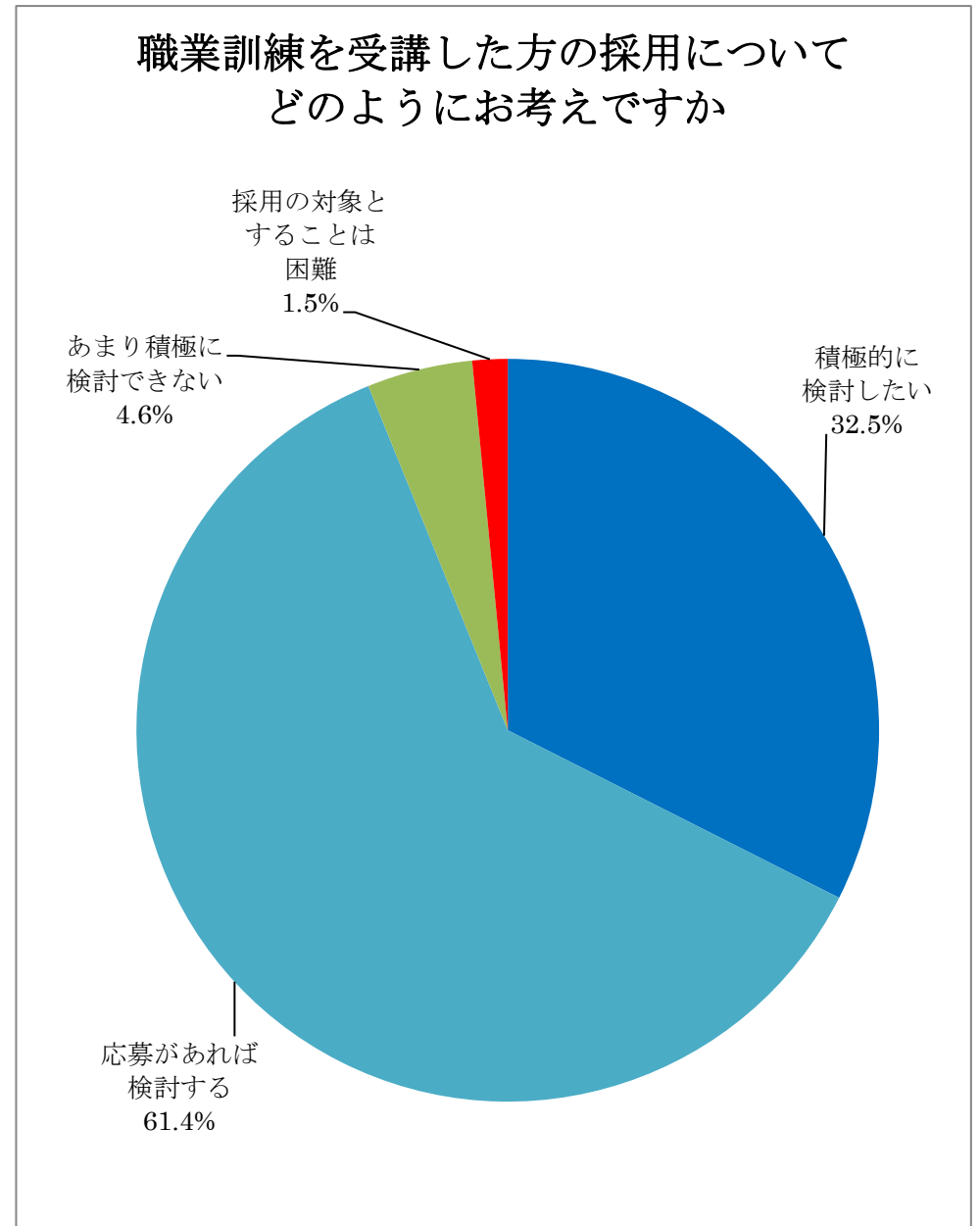
求職者支援訓練では、こうした職業意識や社会人としての基礎的なスキルを「職業能力開発講習」などのカリキュラムで習得を目指します。



◆ 職業訓練を受講した方の採用の意向

職業訓練を受講した方の採用について、約94%の求人事業所が、採用を検討すると回答しました。

求職者支援訓練では、就職支援のカリキュラムやハローワークの指定来所日を活用して、訓練修了後の早期の就職を目指します。



◆ 職業訓練により採用の可能性が高まるスキル

職業訓練により採用の可能性が高まるスキルとして「**コミュニケーションの基本(挨拶、接遇)**」が最も多く、次いで、「**基本的な関数を使用した集計表の作成**」、「**表の作成、はがき、POP広告作成**」「**ビジネス文書作成**」などの社会人としての基礎的なスキルを求める回答が多く見られました。

こうした社会人としての基礎的なスキルの職業訓練による習得が、求人事業所から求められています。

